

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

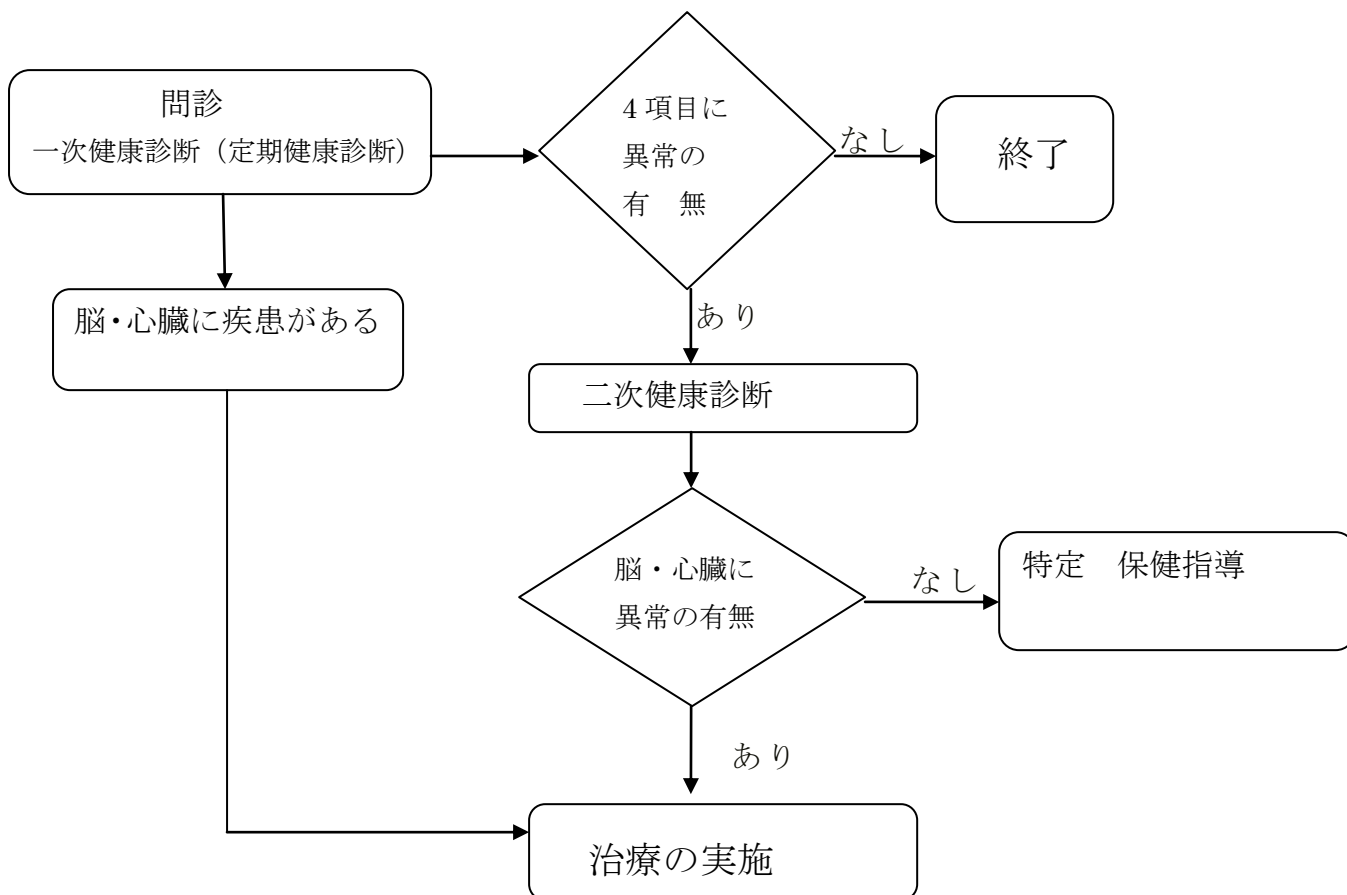
メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

労働者災害補償保険法にもとづく二次健康診断て なんですか？

今回取り上げる社労士ニュースの題材は、4月号で取り上げた香川県のうどん店の労安法違反例の関連事項です。そこで、4月号の内容を少し復習します。

「事業主は、常時雇用している労働者に対して、年1回の定期健康診断を実施しなければなりません（労安66条）、その定期健康診断の実施をパートやアルバイトに対して実施しなかったのが、香川県のうどん店の三つ目の違反例です。労働安全衛生規則44条によりますと、常時使用する労働者とあります。」ここで、これからお話をする

一次健康診断（定期健康診断）と二次健康診断の関係をフローチャートで表してみますと以下の様になります。



この定期健康診断を受けるときに、まず、従業員の方は、医師から問診をうけます。

その上で定期健康診断を実施します。この定期健康診断は、別名一次健康診断と言います。この健康診断の結果において、脳・心臓に異常の所見がある方が、二次健康診断（労災法26条）を受けることになります。正確にいきますと、一次健康診断の次の4項目にすべてに異常がある方ということになります。

- ①血圧検査
- ②血中脂質検査
- ③血糖検査
- ④腹囲の検査またはBMI（肥満度）の測定

ただし、一次健康診断や最初の段階で、脳や心臓疾患の症状のある方は、二次健康診断を受ける対象にはなりません。そのまま継続して、治療を実施することになります。

二次健康診断を受けるときは、労災病院や都道府県労働局長が指定する病院や診療所に行くことになります。その際に、一次健康診断の結果と事業主の証明書が記載されている二次健康診断等請求書を持参することになります。

二次健康診断に要する費用は、事業主も従業員の方も負担する必要はありません。なぜ負担する必要がないかと言いますと、二次健康診断等は、労災保険から支給されるのであります。

二次健康診断では、脳血管や脳の状態を把握するための以下の検査を実施します。

- ①空腹時血中脂質検査
- ②空腹時血糖値検査
- ③ヘモグロビンA1C（エーワンシー）検査
- ④負荷心電図検査または心エコー検査のいずれか一方
- ⑤頸部（けいぶ）超音波検査
- ⑥微量アルブミン尿検査

二次健康診断の結果、脳や心臓疾患に異常のない方は、特定保健指導を受けることになります。これは、脳や心臓疾患の発症を予防するために、医師または保健師の面接によって行われる保健指導です。具体的には以下の指導を実施します。

①栄養指導

適切なカロリーの摂取等、食生活上の指針を示す指導

②運動指導

必要な運動の指針を示す指導

③生活指導

飲酒、喫煙、睡眠等の生活習慣に関する指導

以上が、二次健康診断等についての説明です。（なぜ等という言葉が付いているかと言いますと、特定保健指導も二次健康診断に入れるからであります。）

国民健康保険にも同じ名前の特定保健指導というものがあります。

国保の場合、40歳以上75歳未満の人がまず特定健診を受診します。特定健診とは、自覚症状がなく進行する生活習慣病を見つけるための健診です。

特定健診を受けますと、腹囲と①高血糖②脂質異常③高血圧に注目をします。その3項目の中で、2項目以上該当する人に対して実施するのが、特定保健指導の積極的支援になります。1項目のみ該当する人に対して実施するのが特定保健指導の動機づけ支援になります。二種類の支援も特定保健指導の利用券が本人に送られてきます。当然のこととして、すでに生活習慣病に罹患している人は対象になりません。